

令和7年度土幌町パートナーシップ推進交付金実施基準

第1 目的

この基準は、土幌町パートナーシップ推進交付金交付要綱（平成18年訓令第9号）第4条に掲げる事業の実施の基準を定めることを目的とする。

第2 対象となる事業と実施主体及び役場の申請先

（1）行政事務事業

① 行政事務連絡事業

事業内容：広報・役場だよりなどの月1回配布をはじめ、役場と住民をつなぐ連絡調整事務。

実施主体：駐在区

申請先：地域戦略課

② その他事業

事業内容：上記①以外で、役場が不定期で要請する行政事務。

実施主体：駐在区

申請先：地域戦略課

（2）コミュニティ等活動支援事業

① 高齢者等除雪見守り介助事業

事業内容：地域内の単身高齢者、障がい者、高齢夫婦世帯を対象として、12月1日から翌年3月31日までの間、降雪時に除雪状況を確認し、通路の確保ができていない場合、地域内の住民が協力して通路を確保する事業。

実施主体：駐在区

申請先：地域戦略課

② 声かけネットワーク事業

事業内容：地域内の単身高齢者、障がい者、高齢夫婦世帯を対象として、日常的に対象者に近隣の住民等が声かけを行い、対象者の健康状態を確認し、異変等が認められる場合、役場保健福祉課に通報をする事業。

実施主体：駐在区

申請先：地域戦略課

③ 健康維持活動事業

事業内容：地域内の全住民を対象として、運動などを取り入れ、住民の健康維持及び増進を図る事業。

実施主体：駐在区

申請先：地域戦略課

④ ごみ対策事業

事業内容：地域における日常的なごみ分別指導を行う事業。

実施主体：駐在区

申請先：地域戦略課

⑤ その他事業

事業内容：①から④以外のコミュニティ活動で、駐在区等の創意工夫により行う事業。

実施主体：駐在区

申請先：地域戦略課

(3) 花のまちづくり事業

事業内容：花いっぱい運動として駐在区、公民館、その他の各種団体が花壇等の造成を行った場合、花苗などに要する経費を補助する事業。

実施主体：駐在区、公民館、その他の各種団体

申請先：地域戦略課

(4) 地域ふれあい活動事業

事業内容：地域住民が創意と工夫により自主的に行う事業で地域づくりの推進に関する事業、地域住民が行う環境美化事業（花壇造成に係る事業は除く。）及び地域が行う防災活動事業など

実施主体：公民館

申請先：地域戦略課

(5) 地域相互扶助支援事業

① ごみ集団回収奨励事業

事業内容：ア 住民の自主的な活動により、資源ごみ（有価物）回収を積極的に行い、リサイクルセンターに運搬することにより、運搬奨励金及び収集奨励金を交付する事業。

イ 住民の自主的な活動により、公民館単位で一般ごみ（可燃・不燃・大型・資源）全てを1箇所収集し、路線収集を廃止する事業。

実施主体：駐在区、公民館、その他の各種団体

申請先：ア 町民課

イ 地域戦略課

② 公園等管理事業

事業内容：地域内の団地公園の管理で、町長が別に定める公園に対して駐在区の住民が主体となって草刈り、ごみ拾い等の清掃、その他維持管理全般を行った場合、その経費を補助する事業。（団地公園：みどり1、いこい1、平原1、睦1、南団地1、緑光1、中士幌東団地2、高德1、大通西1）

実施主体：公民館又は駐在区

申請先：地域戦略課

③ 自主防災組織活動事業

事業内容：防災に関する訓練、教育又は啓発並びに防災資機材の購入等の運営に係る経費を補助する事業。

実施主体：自主防災組織

申請先：総務課

④ その他事業

事業内容：①から④以外で、駐在区等の創意工夫により行う地域相互扶助事業の内町長が認めるもの。

実施主体：公民館又は駐在区

申請先：地域戦略課

第3 交付金の算定基準

交付金の算定基準は以下のとおりとする。ただし、食糧費は交付対象外とする（会議等の飲み物代を除く。）。

(1) 行政事務事業

交付金算定基準：別表1に掲げる均等割交付基準額と戸数割り交付基準額及び料程割交付基準額の合算額を交付する。

(2) コミュニティ等活動支援事業

別表2に掲げる、均等割交付基準額と戸数割交付基準額の合算額を交付する。

(3) 花のまちづくり事業

公民館：対象事業費の範囲内で80,000円を限度

駐在区又はその他団体：対象事業費の範囲内で50,000円を限度

(4) 地域ふれあい活動事業

対象事業費の80%かつ70,000円を限度

(5) 地域相互扶助支援事業

① ごみ集団回収奨励事業

有価物 運搬奨励金 2円 収集奨励金 4円

公民館を単位として一般ごみ（可燃・不燃・大型・資源）全てを1箇所収集し、路線収集を廃止する場合 ごみの種類ごとに戸数に500円を乗じた額

② 公園等管理事業

団地公園管理：1箇所30,000円

③ 自主防災組織活動事業

組織内世帯数に応じた額を限度とする

30世帯未満：30,000円

30世帯以上100世帯未満：50,000円

100世帯以上：70,000円

④ その他事業

当該年度につき20万円を限度に町長が認める額を交付する。

第4 交付金の交付時期

(1) 行政事務事業

申請があった駐在区については、交付申請額の3分の2（千円未満切り捨て）を概算払で交付する。残りについては実績報告後交付する。

(2) コミュニティ等活動支援事業

申請があった駐在区については、交付申請額の3分の2（千円未満切り捨て）を概算払いで交付する。残りについては実績報告後交付する。

(3) 花のまちづくり事業

実績報告後交付する

(4) 地域ふれあい活動事業

申請があった公民館については、交付申請額の3分の2（千円未満切り捨て）を概算払いで交付する。残りについては実績報告後交付する

(5) 地域相互扶助支援事業

① ごみ集団回収奨励事業

資源ごみ（有価物）回収は随時、その他は実績報告後交付する

② 公園等管理事業

実績報告後交付する

③ 自主防災組織活動事業

実績報告後交付する

④ その他事業

実績報告後交付する

附 則

この基準は令和7年 4月 1日から施行する。

別表１ 行政事務活動に係る駐在区の交付金基準額

(１) 均等割交付基準額

駐在区の戸数区分	交付基準額
２～３０戸	７，０００円
３１～５０戸	８，０００円
５１～９０戸	１０，０００円
９１戸以上	１１，０００円

(２) 戸数割交付基準額

当該年度の４月３０日現在の駐在区内の戸数（公書配布戸数）に６００円を乗じて得た額を戸数割り交付基準額とする。

(３) 農村地区料程割交付基準額

次の表の駐在区に対して、一律４，０００円を交付基準額とする。

駐在区名		
中土幌	土幌北一区	下居辺第二
文化	平和	高砂
共進	共成	清澄
勝和	柏	吉野
豊進	柏野	中音更
実勝	西居辺	共益
佐倉南区	西居辺北	新栄
佐倉北区	開運	新田第一
土幌南一区	北開	新田第二
土幌南旭区	松室	栄進
常盤	北上居辺	西上
西土幌	朝暘	友愛
百戸	下居辺第一	

別表２ コミュニティ等支援事業に係る交付基準額

(１) 均等割交付基準額

一律２０，０００円を交付基準額とする。

(２) 戸数割交付基準額

当該年度の４月３０日現在の駐在区内の戸数（公書配布戸数）に１，５００円を乗じて得た額を戸数割交付基準額とする。